

事故繰越申請に当たっての留意事項

1. 事故繰越について

【概要】

令和2(2020)年度から令和3(2021)年度に繰越承認された研究課題において、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3(2021)年度中に補助事業を完了することが困難な場合について、再度の繰越し(事故繰越)の申請を受け付けます。通常の繰越申請と同様に文部科学大臣を通じて財務大臣の承認を得た上で、再度、翌年度へ経費を繰越して使用することが可能となります。

【対象研究種目】

補助金種目のうち、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度に繰越承認された研究課題が対象となります。

- 特別推進研究
- 新学術領域研究(研究領域提案型)
- 学術変革領域研究(A・B)
- 基盤研究(S・A)
- 挑戦的研究(開拓)
- 奨励研究
- 研究成果公開促進費
- 特別研究員奨励費
- 基盤研究(B)(平成27年度以降に採択された応募区分「特設分野研究」の研究課題を除く。)
- 若手研究(A)(平成29年度以前に採択された研究課題)

【対象経費】

繰越承認された経費のうち、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う事故繰越事由により生じた、当該計画部分に係る経費

【その他】

- ・間接経費は、繰越申請する直接経費の額に応じ、30%相当額を繰越申請することができます(端数が生じた場合は円未満を切り捨てた額としてください)。

ただし、間接経費の執行計画が年度内に適正に定まっている場合等(※)には、直接経費のみ繰り越すことができます。

※執行計画が適正に定まっている場合とは、実際の執行内容は固まっているものの、支払が完了していない場合などであり、間接経費の使用に関する方針等を策定しているだけの場合は含みません。

- ・特別研究員奨励費の事故繰越を行う場合、令和4(2022)年度に採用期間があり、採用期間中に完了できる場合のみ申請が可能です。
- ・事故繰越しが承認された場合、翌年度において事業を実施することが認められることとなりますが、その実績報告書の提出期限については、延長される期間に関わらず令和5(2023)年5月末となります。

2. 申請手続について

申請期間	第1回期限 令和3年10月までに 繰越事由が発生した場合	令和3(2021)年12月1日(水)～ 令和3(2021)年12月17日(金)
	第2回期限 令和3年11月～令和3年12月に 繰越事由が発生した場合	令和3(2021)年12月18日(土)～ 令和4(2022)年1月21日(金)
	第3回期限(最終) 令和4年1月以降に 繰越事由が発生した場合	令和4(2022)年1月22日(土)～ 令和4(2022)年2月10日(木)【厳守】
申請書類	該当案件一覧(事故繰越申請用)	
申請方法	<p>申請期間期限ごとに「該当案件一覧(事故繰越申請用)」を作成の上、メールにて提出。 (例)100課題のうち、30課題が10月までに事由が発生した場合、30課題分の「該当案件一覧(事故繰越申請用)」を作成の上、第1回期限までに提出。</p> <p>【メール件名】 【事故繰越申請(申請回)】 機関番号_研究機関名 (例) 【事故繰越申請(第1回)】 12345_文科大学</p> <p>【ファイル名】 【事故繰越申請(申請回)】 機関番号_研究機関名_申請件数 (例) 【事故繰越申請(第1回)】 12345_文科大学_20件</p>	
申請書類の記載方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「令和2年度の繰越事由」「令和2年度の補足説明」は、通常の繰越様式「繰越(翌債)を必要とする理由書(様式C-26)」との整合性を十分に確認した上で、記載してください。 ・「令和3年度の繰越理由(テンプレ)」は、別添「科研費事故繰越におけるコロナ事由のテンプレート」を参考として、事故繰越の理由について記載してください。 ・「令和3年度の繰越要望額」は、昨年度の繰越承認額から今回、事故繰越する直接経費及び間接経費を記載してください。 ・「事故繰越の原因が発生した時期」「事故繰越の研究完了見込み」は、年月日まで記載してください。 	
提出先 (問い合わせ先)	文部科学省研究振興局学術研究推進課専門職付 TEL: 03-5253-4111(内線: 4088、4320) E-mail: kurikoshi.j@jps.go.jp	
その他	金額の確定(修正)は、2月中旬予定。	

3. 事故繰越に関するFAQ

	質問	回答
1	申請内容について、渡航制限により昨年度と状況が同じだが、事故繰越できないのか。	事故繰越の申請はできますが、本年度の実施に向けてどのように調整したのか、代替措置を検討したのか等、昨年度との違いについて、記載例を参照の上、明記してください。
2	提出方法について、申請期間中に五月雨式で提出してもいいか。	原則、申請回毎に取りまとめでの提出をお願いしているところですが、件数が多くとりまとめに時間を要する場合は、五月雨式の提出で構いません。
3	最終〆切(2/10)以降の申請は認められないのか。	原則として認められませんので、締め切り後に事由発生が見込まれている場合は、事故繰越金額が確定していなくても、予め申請してください。 なお、やむを得ない事情により締め切り後に申請する場合、審査期間が確保できず、申請が困難となる場合がございますので、速やかに文部科学省へご連絡・相談ください。
4	甲年度から乙年度に事故繰越しをした経費について、乙年度から丙年度に再度、事故繰越しをすることができるか。	財務省より、「事故繰越しをした経費の再度の繰越しはできない」という見解が示されています(※)ので、事故繰越しが認められた場合、当該見解に十分に留意して経費の執行を行ってください。 なお、昨年度の事故繰越し課題(令和2(2020)年度課題を令和3(2021)年度に事故繰越しした課題)についても、同様の取扱いとなります。 ※「財務省 繰越ガイドブック」(令和2年6月P137 Q22 参照) https://www.mof.go.jp/policy/budget/topics/kurikoshi/r2guidebook/r2guidebook_all.pdf